



# 神奈川県 地球温暖化対策推進条例 について



クールネッサンス

COOL RENAISSANCE  
KANAGAWA

平成21年10月3日(土曜日)

神奈川県 環境農政部 環境計画課

# 条例の基本的な考え方

## 行政、企業、県民のみなさんの“共通のルール”

- 1 全ての主体による取組の推進
- 2 各主体相互の連携・協働  
大規模事業者による中小事業者への技術的支援など
- 3 神奈川の先進性・優位性の活用  
高度な産業の集積を活かした環境配慮技術の開発・普及の促進

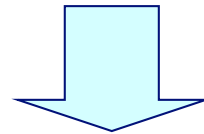
### 3つの計画書制度

- 平成21年7月17日条例公布  
計画書制度については、平成22年 4月1日から  
その他の規定については、平成21年10月1日から施行
- 平成21年9月29日施行規則公布、指針を告示

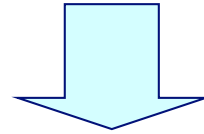
# 各部門における取組の方向 — 産業・業務部門 —

産業部門・・・二酸化炭素排出量に占める割合が高い(45.6%(2007))

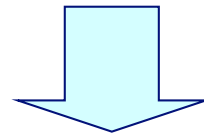
業務部門・・・二酸化炭素排出量の増加が著しい(対基準年比53.6%増(2007))



実効性のある対策が必要



大規模事業者や大規模建築物の建築主、大規模開発事業者に対し、温室効果ガスの削減対策や環境配慮の措置等を記載した計画書の提出を義務づけ



県がその内容を公表

# 大規模な「事業者」、 「建築物」、 「開発」とは？

## ◆ 大規模な事業者

- ① エネルギー使用量が原油換算で1,500kl／年以上
- ② 100台以上の自動車を使用

※ 上記の基準は、県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断  
(フランチャイズチェーンは一事業者とみなす。)

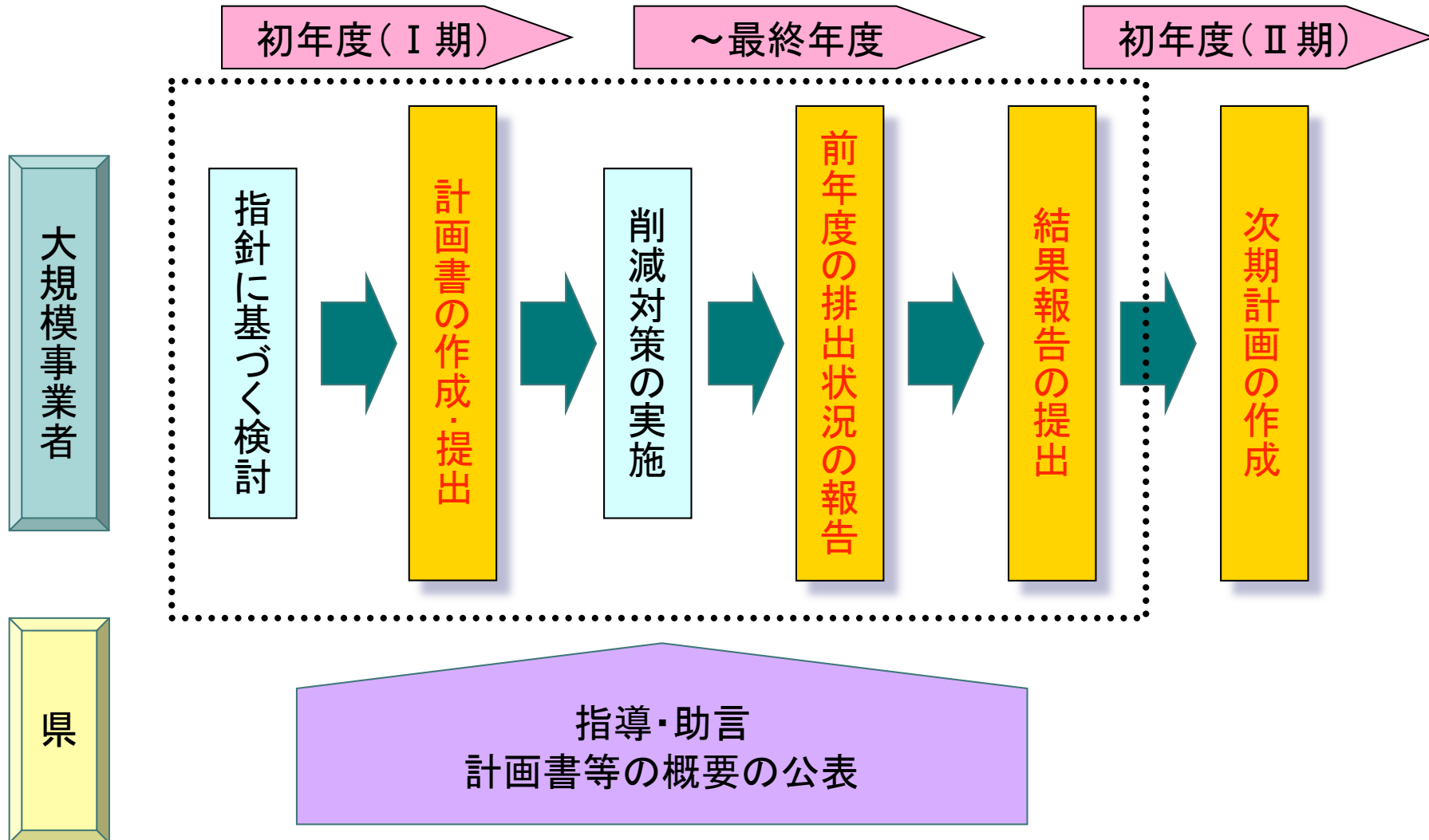
## ◆ 大規模な建築物

新築、改築、増築の延べ床面積が5,000m<sup>2</sup>を超えるもの

## ◆ 大規模な開発事業

10,000m<sup>2</sup>以上の区域で、予定建築物の延べ床面積の  
合計が5,000m<sup>2</sup>を超える建築物の新築を目的とする事業

# 事業活動温暖化対策計画書制度

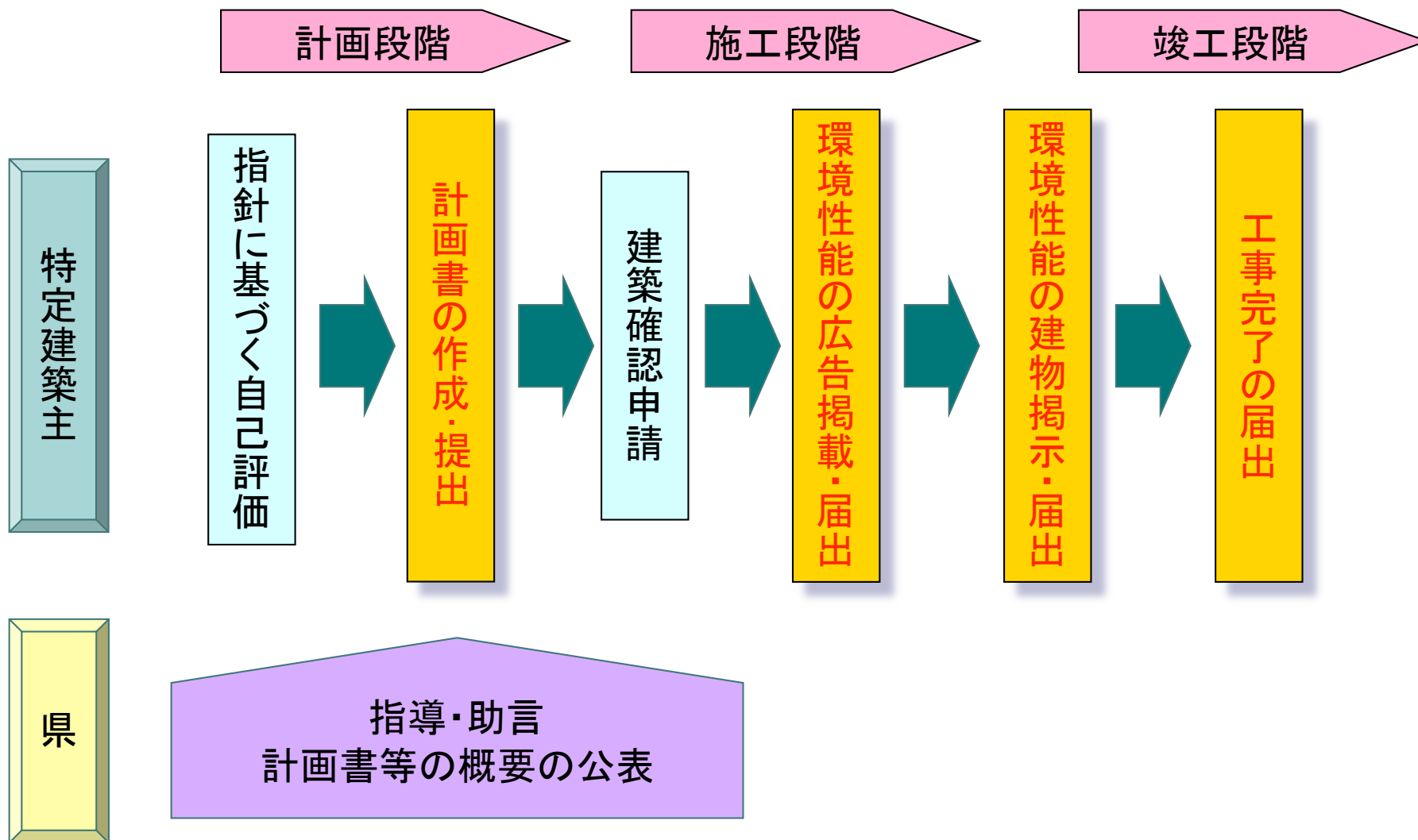


# 計画書のおもな記載事項

- (1) 事業者の概要
- (2) 基本方針
- (3) 基準排出量  
〈計画の前年度(基準年度)の排出量又は基準年度を含む過去3年間の平均〉
- (4) 削減目標 〈総量目標は必須、原単位目標は任意で記載〉
- (5) 削減対策
- (6) 地域の地球温暖化対策の推進への貢献に関する事項  
〈中小規模事業者等への省エネ技術の普及・移転、環境教育の実施、森林の保全や緑化の推進など〉
- (7) その他の温室効果ガスの排出の抑制に関する取組に係る事項  
〈温室効果ガス排出削減に寄与する製品の開発、排出権の購入など〉
- (8) エネルギー管理指定工場等、エネルギー管理指定工場等以外で原油換算エネルギー使用量が1,000kl以上の工場等の一覧
- (9) 個別票 〈エネルギー管理指定工場等ごとの削減目標と削減対策〉

※ 計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかを選択

# 建築物温暖化対策計画書制度



# 計画書のおもな記載事項

- (1) 建築物の名称、所在地、概要
- (2) 建築物に係る地球温暖化対策の措置及びその評価結果

- 建築環境総合性能評価システム(CASBEE-新築(簡易版))※をもとに作成したCASBEEかながわにより自己評価を行う。
- CASBEEかながわの重点項目は、
  - ① 地球温暖化への配慮
  - ② ヒートアイランド現象の緩和

※ 財団法人建築環境・省エネルギー機構

- (3) 新エネルギー等の活用に係る検討の結果

検討対象は、次の設備

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| ① 太陽光発電設備  | ② 太陽熱利用設備       |
| ③ 風力発電設備   | ④ バイオマス発電・熱利用設備 |
| ⑤ 温度差熱利用設備 | ⑥ 水力発電設備        |
| ⑦ パッシブシステム |                 |

など



# 建築物環境性能表示



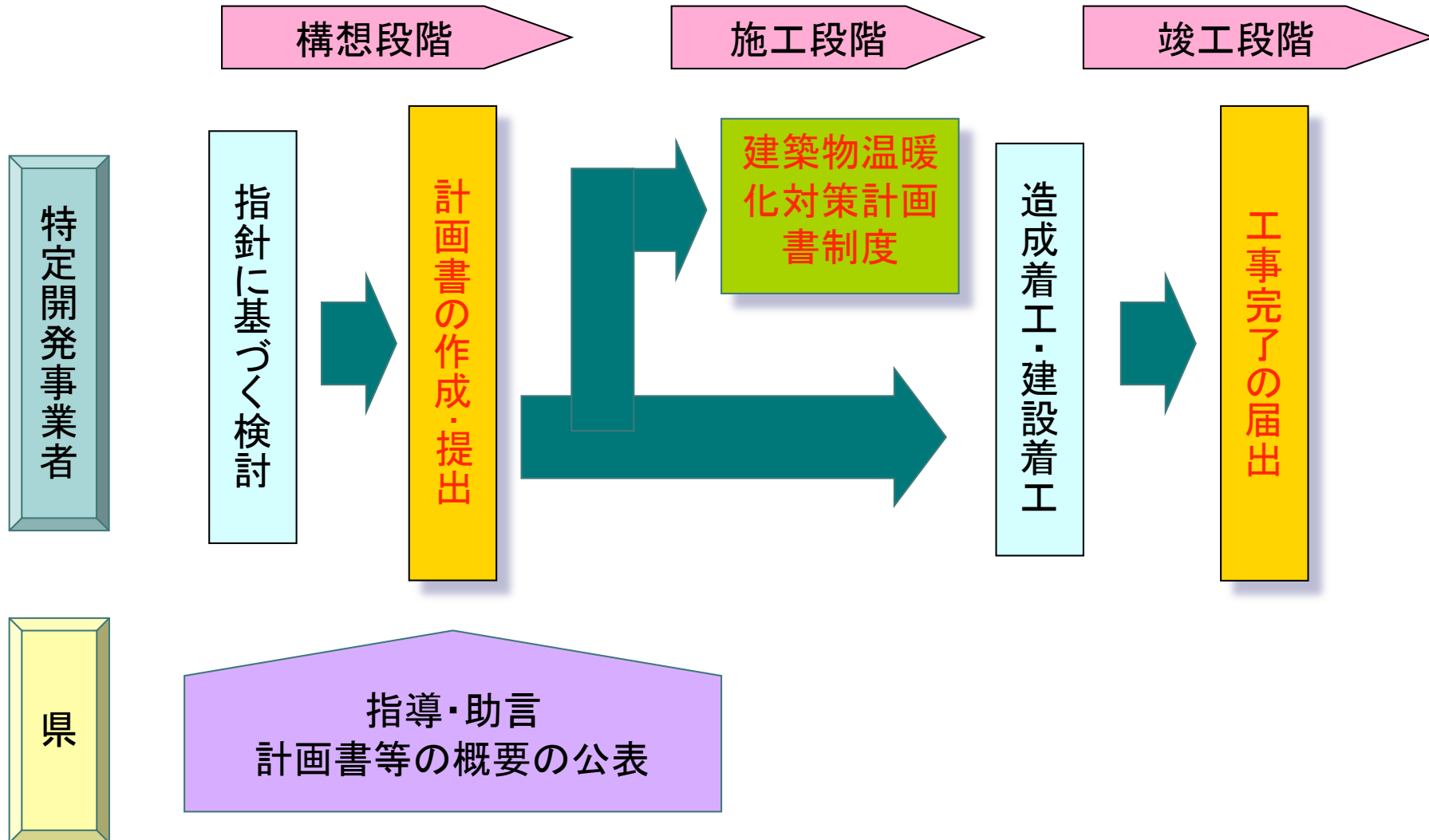
広告※への表示

※新聞、雑誌、パンフレット(A4版以上)  
インターネット



建築物への掲示

# 特定開発事業温暖化対策計画書 制度



# 計画書のおもな記載事項

- (1) 特定開発事業の概要
- (2) 温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容
  - エネルギー使用の合理化
  - ヒートアイランド現象の緩和
  - 交通環境への配慮
  - 緑の保全と創出
  - 工事にかかる配慮
- (3) 新エネルギー等の活用に係る検討の結果  
〈建築物の場合と同じ項目〉

# 任意提出制度と 中小規模事業者等の支援

- ◆ 義務対象外の事業者でも計画書の提出が可能  
（「事業者」「建築物」に関する計画書の場合）
- ◆ 県による中小規模事業者等の支援
  - 対策に関する情報提供、助言等
  - （計画書を任意提出した事業者について）  
技術指導等